



茨城県報

第 3086 号

平成31年 (2019年) 4 月 8 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 医療扶助給付決定に関する手続書類等の様式の一部改正 (福祉指導課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (2 件) (障害福祉課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業者の指定更新 (障害福祉課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療・更正医療) の指定更新 (障害福祉課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定更新 (障害福祉課) 8
- 青少年に有益な興行の推奨 (青少年家庭課)10
- 青少年に有害な図書等の指定 (青少年家庭課)11
- 使用料の徴収事務の委託 (青少年家庭課)11
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)11
- 道路の供用の開始 (道路維持課)15
- 茨城県港湾施設管理条例に基づく大洗海浜公園の駐車場の利用料金を徴収する期間及び時間 (港湾課)15

(公 安 委 員 会)

- 警備員等の検定の実施15
- 警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) の実施18
- 警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施21

公 告

- 落札者等の公示 (税務課)23
- 基本測量の実施 (用地課)23
- 公共測量の終了 (6 件) (用地課)24
- 都市計画の図書の縦覧 (6 件) (都市計画課)25
- 都市計画事業の施行者の名称等 (2 件) (都市整備課)26
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)27

正 誤

- 平成31年 3 月 29 日付け茨城県報号外第10号中28

告 示

茨城県告示第385号

昭和51年10月1日茨城県告示第1112号で告示した茨城県生活保護法施行細則（昭和36年茨城県規則第20号）第26条の規定に基づく医療扶助給付決定に関する手続書類等の様式の一部を次のように改正し、平成31年3月20日から適用する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

茨 城 県 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所
氏名又は名称

印

（誓約項目）

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

- 1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

- 2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 3 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 4 医師法（昭和23年法律第201号）
- 5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 8 医療法（昭和23年法律第205号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)

3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合を含む。)

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

2 様式第3号の4を次のとおり改める。

様式第3号の4

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）に該当しない旨の誓約書

茨 城 県 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地）

氏 名

印

（誓約項目）

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）の規定関係

1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下、申請者という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第2項第3号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区法(平成25年法律第107号。第12条の4の第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

3 様式第4号の裏面を次のとおり改める。

(裏 面)

注意事項

- 1 この書類は、知事あてに直接提出してください。
- 2 この書類は、次の場合に所要事項を記載して提出してください。
 - ・ 医療機関等の名称又は所在地が変更になった場合
 - ・ 医療機関等の開設者の住所が変更になった場合
 - ・ 医療機関等の開設者（法人）の名称が変更になった場合
 - ・ 医療機関等の管理者が変更になった場合
 - ・ 医療機関等の管理者の姓・住所が変更になった場合

ただし、医療機関コードが変更となる場合は、「変更」の取扱いではなく、「廃止」及び「指定申請」の取扱いとなりますので注意してください。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを一で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「変更事項」欄には、該当の項目（医療機関等の名称、所在地等）及び変更内容を記載してください。

管理者が変更になった場合は、変更後の管理者の氏名、住所及び生年月日を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

茨城県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0820200673	みなみの杜	茨城県日立市南高野町2丁目11番12号	社会福祉法人ひたち育成会	茨城県日立市南高野町2丁目10番24号	平成31年4月1日	共同生活援助

茨城県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0822900254	ひばり寮	茨城県神栖市知手3823番地	社会福祉法人神栖啓愛園	茨城県神栖市知手字柳堀新開3653番地1	平成31年4月1日	共同生活援助

茨城県告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0830100178	ありすの杜障害者相談支援事業所	茨城県水戸市下入野町1924-1	社会福祉法人勇成会	茨城県水戸市下入野町1924番地1	平成31年4月1日	地域移行支援 地域定着支援

茨城県告示第389号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定更新をしたので告示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

名 称	所在地	担 当 する 医 療 の 種 類	主として担 当する医師 (管理薬剤 師) の氏名	指定更新年月日
社会医療法人愛宣会 ひたち医療センター	日立市鮎川町2-8-16	整形外科	浅井 淳	平成31年3月22日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	腎臓	海老原 至	平成31年3月22日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	心臓脈管外科	倉岡 節夫	平成31年4月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	脳神経外科	森 修一	平成31年4月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	形成外科	芳賀 康史	平成31年4月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会 水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	整形外科	生澤 義輔	平成31年4月1日
独立行政法人国立病院機構 茨城東病院	那珂郡東海村照沼825	免疫	齋藤 武文	平成31年4月1日
独立行政法人国立病院機構 茨城東病院	那珂郡東海村照沼825	心臓脈管外科	梅津 泰洋	平成31年4月1日
医療法人社団スカンジナビアオルソ ケアつくば毛利矯正歯科	つくば市春日2-2-7	歯科矯正	毛利 環	平成31年4月1日
なの花薬局つくば並木店	つくば市並木4-1-3	薬局(調剤)	山岸 雪乃	平成31年4月1日
カワチ薬局ひたちなか店	ひたちなか市東石川字沼 1567-1	薬局(調剤)	佐川 匠	平成31年8月1日
アイセイ薬局谷河原店	常陸太田市谷河原町1180- 4	薬局(調剤)	南 奈津	平成31年8月1日

茨城県告示第390号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定更新をしたので告示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

名 称	所在地	担 当 する 医 療 の 種 類	主として担 当する医師 (管理薬剤 師) の氏名	指定更新年月日
医療法人弘仁会 志村病院	水戸市泉町1-7-38	病院・診療所	伊藤 道子	平成31年4月1日
茨城県精神保健福祉センター	水戸市笠原町993-2	病院・診療所	遠藤 憲一	平成31年4月1日
金敷内科医院	水戸市平須町1-27	病院・診療所	金敷 博文	平成31年4月1日
社会医療法人愛宣会 ひたち医療センター	日立市鮎川町2-8-16	病院・診療所	馬場 美子	平成31年4月1日
医療法人財団 県南病院	土浦市中1087	病院・診療所	塚田 篤郎	平成31年4月1日

医療法人渡辺会 大洗海岸コアクリニック	東茨城郡大洗町大貫町903 - 1	病院・診療所	松村 典昭	平成31年4月1日
茨城県立医療大学付属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	病院・診療所	山川百合子	平成31年4月1日
野上病院	土浦市東崎町6-8	病院・診療所	野上 厚	平成31年8月1日
医療法人社団健幸福会 龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック	龍ヶ崎市大徳町1298-3 大徳ヘルシービル1F	病院・診療所	島倉 秀也	平成31年9月1日
医療法人社団 青空ホームクリニック	つくば市春日2-3-17	病院・診療所	鯨井 正規	平成31年9月1日
なの花薬局水戸赤塚店	水戸市赤塚1-1870-4	薬局 (調剤)	藤田 昇	平成31年4月1日
タキタ薬局	水戸市中原町787	薬局 (調剤)	片野 実	平成31年4月1日
フローラ薬局河和田店	水戸市河和田町5003-4	薬局 (調剤)	篠原久仁子	平成31年4月1日
アスカ薬局土浦店	土浦市生田町2-11	薬局 (調剤)	服部 賢次	平成31年4月1日
うさぎ薬局	古河市雷電町10-23	薬局 (調剤)	神宮 令子	平成31年4月1日
すみれ薬局	常陸太田市金井町3677	薬局 (調剤)	岡崎 忠	平成31年5月1日
アスカ薬局	取手市戸頭6-31-9 ビルドタカ1F	薬局 (調剤)	伊藤 逸勢	平成31年4月1日
つくばグリーン薬局	つくば市東新井5-2	薬局 (調剤)	菊地 昭人	平成31年4月1日
松の木薬局	つくば市松野木187-7	薬局 (調剤)	久保 和彦	平成31年4月1日
有限会社甲谷薬局	行方市玉造甲128-5	薬局 (調剤)	甲谷 亘	平成31年4月1日
なののはな薬局	鉾田市縦山576-143	薬局 (調剤)	梶山 順子	平成31年4月1日
フロンティア薬局桜の郷店	東茨城郡茨城町桜の郷231 -11	薬局 (調剤)	松嶋 真紀	平成31年4月1日
水戸ロイヤル薬局	東茨城郡茨城町桜の郷231 -12	薬局 (調剤)	高橋 秀一	平成31年4月1日
ハニュウ薬局上ノ室店	つくば市上ノ室867-1	薬局 (調剤)	横田 武士	平成31年4月1日
アイセイ薬局東滑川店	日立市東滑川町1-38-16	薬局 (調剤)	河上 弥生	平成31年8月1日
ふなばし薬局	那珂市額田南郷454	薬局 (調剤)	舟橋 恵子	平成31年4月1日
ファーマシー中山城東薬局	水戸市城東1-10-1	薬局 (調剤)	大越 篤	平成31年5月1日
守谷中央薬局	守谷市松並1629-3	薬局 (調剤)	森 知子	平成31年10月1日
ひたち野薬局東店	牛久市ひたち野東1-14- 2	薬局 (調剤)	月井 智史	平成31年10月1日
フルール薬局	水戸市袴塚3-3-30	薬局 (調剤)	濱津 和也	平成31年11月1日

ひたち野薬局	牛久市東端穴町1275-5	薬局 (調剤)	船倉 悦子	平成31年8月1日
石津薬局汲上店	鉾田市汲上3119-1	薬局 (調剤)	石津 清明	平成31年9月1日
共創未来つくば薬局	つくば市西平塚317-1	薬局 (調剤)	吉賀 清香	平成31年11月1日
共創未来古河緑町薬局	古河市緑町2376-11	薬局 (調剤)	岸田知恵子	平成31年11月1日
共創未来古河東薬局	古河市東牛谷627-3	薬局 (調剤)	柳澤奈緒樹	平成31年11月1日
共創未来古河東本町薬局	古河市東本町4-1-11	薬局 (調剤)	山口 泰広	平成31年11月1日
共創未来古河南薬局	古河市大堤字鹿養381	薬局 (調剤)	松島 徹	平成31年11月1日
共創未来常北薬局	東茨城郡城里町石塚1376-5	薬局 (調剤)	阿野 卓哉	平成31年11月1日
共創未来しんはら薬局	水戸市新原2-1-21	薬局 (調剤)	大原 範恵	平成31年11月1日
共創未来小川薬局	小美玉市中延659-2	薬局 (調剤)	久保田真人	平成31年11月1日
共創未来水戸薬局	水戸市中丸町610-7	薬局 (調剤)	相澤 良太	平成31年11月1日
共創未来友部薬局	笠間市鯉淵字十ノ割6526-82	薬局 (調剤)	日暮 航平	平成31年11月1日
共創未来取手薬局	取手市稲字向原833	薬局 (調剤)	直江 秀和	平成31年11月1日
共創未来藤代薬局	取手市毛有371-3	薬局 (調剤)	高中 葵	平成31年11月1日
共創未来ゆめみ野薬局	取手市ゆめみ野1-5-4	薬局 (調剤)	和田奈央子	平成31年11月1日
共創未来ことく薬局	那珂市古徳字中道397-12	薬局 (調剤)	京谷 昌也	平成31年11月1日
むぎのは薬局竜ヶ崎南店	龍ヶ崎市北方町2067-3	薬局 (調剤)	太田 尚子	平成31年11月1日
共創未来岩井薬局	坂東市辺田307-7	薬局 (調剤)	時田 忠昭	平成31年11月1日
ゆうあい訪問看護ステーション	牛久市柏田町4-58-1	指定訪問看護事業者等	—	平成31年4月1日
神栖訪問看護ステーション	神栖市賀2148-26	指定訪問看護事業者等	—	平成31年4月1日
水郷医師会訪問看護ステーション	行方市麻生1570-1	指定訪問看護事業者等	—	平成31年4月1日
訪問看護ステーションスイトピー	稲敷市柴崎7462-1	指定訪問看護事業者等	—	平成31年11月1日

茨城県告示第391号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第12条の規定により、青少年に有益な興行として次のとおり推奨する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 推奨番号	1
2 種 類	映画
3 題 名	ある町の高い煙突
4 制 作	合同会社Kムーブ
5 推奨年月日	平成31年4月8日
6 推奨理由	本作品は、煙害による大気汚染に苦しむ住民と国策として稼働し続ける鉱山を巡り、煙害とたたかう若者たちの実話を、日立市を舞台に描いている。 日本の近代国家樹立と茨城県の産業発展を学び、地域への理解を深めることができ、地元住民と企業という立場や考えの違いを乗り越えて、共に煙害の解決に向かう姿は、人間の生き方と国や企業との関わりを考えさせる作品であり、青少年の健全育成に有益である。

茨城県告示第392号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

種類	題名	発行所等	指定理由
書籍	ググってはいけない禁断の言葉2018	株式会社鉄人社	<ul style="list-style-type: none"> 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

茨城県告示第393号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 受託者 茨城県水戸市八幡町11番52号
社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会
- 委託の内容 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例（昭和39年茨城県条例第10号）第5条に規定するラーク・ハイツの使用料の徴収事務
- 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

茨城県告示第394号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間茨城県産業戦略部中小企業課において縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 （仮称）水戸市西原貸店舗新築工事

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）水戸市西原貸店舗新築工事
水戸市西原一丁目3523番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）
平成30年10月9日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	石井 俊樹
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水野 秀晴
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年5月27日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,496㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 144台
(イ) 駐輪場の収容台数 70台
(ウ) 荷さばき施設の面積 172.5㎡
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 35.25㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店時刻）午前9時
（閉店時刻）翌午前0時（一部午後8時45分）
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～翌午前0時30分
(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後9時

キ 届出年月日

平成30年9月26日

2 意見の概要

意見なし

第2 ベイシア潮来店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア潮来店

潮来市須賀南321番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成30年10月9日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ベイシア	群馬県前橋市亀里町900番地	橋本 浩英
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年5月27日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,647㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 612台

(イ) 駐輪場の収容台数 90台

(ウ) 荷さばき施設の面積 273㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 72㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前8時

(閉店時刻) 翌午前0時（一部午後9時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～翌午前0時30分（一部午後9時、午後9時30分）

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

キ 届出年月日

平成30年9月26日

2 意見の概要

意見なし

第 3 (仮称) ヨークタウン取手店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークタウン取手店

取手市戸頭字大明神1118番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成30年10月22日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日 2 丁目 18 番 2 号	真船 幸夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町 1 丁目 38 番の 1	才津 達郎
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年 6 月 13 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,090㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 236台

(イ) 駐輪場の収容台数 252台

(ウ) 荷さばき施設の面積 156㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 26.4㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 11 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成30年10月12日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成31年4月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 小泉水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市坏大野字農人139番1地先から
水戸市坏大野字農人130番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月8日

茨城県告示第396号

茨城県港湾施設管理条例第18条の7の規定により、茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設のうち、大洗海浜公園の駐車場の利用に関し、利用料金を納付しなければならない期間及び時間を次のとおり定める。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 期間
平成31年4月27日（土）から平成31年5月6日（月）までの10日間
- 2 時間
午前6時から午後3時まで。

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成31年4月8日

茨城県公安委員会委員長 今高 博子

1 検定の種別ごとの実施日時、事前申込期間及び書類申請期間

検定の種別	実施日時	事前申込期間	書類申請期間
雑踏警備業務2級	平成31年7月18日(木) 午前9時～午後5時	平成31年6月18日(火)～19日(水) (2日間)	平成31年6月24日(月)～28日(金) (5日間)
雑踏警備業務1級	平成31年7月30日(火) 午前9時～午後5時	平成31年6月26日(水)～27日(木) (2日間)	平成31年7月8日(月)～12日(金) (5日間)
交通誘導警備業務2級	平成31年9月19日(木) 午前9時～午後5時	平成31年8月20日(火)～21日(水) (2日間)	平成31年8月26日(月)～30日(金) (5日間)
施設警備業務2級	平成31年11月12日(火) 午前9時～午後5時	平成31年10月9日(水)～10日(木) (2日間)	平成31年10月15日(火)～18日(金) (4日間)

2 実施場所

茨城県水戸市水府町864番地の4
茨城県職業人材育成センター

3 定員

各検定とも30名

4 受検資格

(1) 1級検定

茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業所に所属している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する2級の検定（受検しようとする警備業務の種別に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、受検しようとする警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 茨城県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級検定

茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業所に所属している者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験とする。ただし、学科試験が合格基準に満たなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中で合格基準に満たないことが明らかになった場合には、その者に対する試験を中止する。

6 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 受検申請手続

(1) 事前申込方法

受検を希望する者は、事前申込期間中の午前9時から午後5時までの間に、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029-301-0789）宛て事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、受付は先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。代理人による申込み及び受付専用電話以外による申込みの受付は行わず、1通話につき1人の申込みとする。

(2) 検定申請書の提出方法等

ア 提出方法

事前申込みにより受付番号を取得した者は、書類申請期間中の午前9時から午後5時までの間に、イに掲げる提出先にウに掲げる書類を提出すること。

※ 代理人、郵送等による提出は認めない。

イ 提出先

(ア) 茨城県内に住所を有し、茨城県内の警備業営業所に所属する者は、住所地又は警備業営業所を管轄する警察署生活安全課（係）

(イ) 茨城県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課（係）

(ウ) 茨城県内の警備業営業所に所属する者は、所属する警備業営業所を管轄する警察署生活安全課（係）

ウ 提出書類

(ア) 1 級検定

a 検定申請書 1 通

- b 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦3.0センチメートル, 横2.4センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 枚
- c 受検資格を疎明する書面 (茨城県内に住所地を有している書面又は警備員として茨城県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面) 1 通
- d 前記 4 の(1)ア又はイに該当することを疎明する書面
 - (a) 前記 4 (1)アに該当する者

受検しようとする警備業務の種別に係る 2 級の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 1 通
 - (b) 前記 4 (1)イに該当する者

茨城県公安委員会が交付した 1 級検定受検資格認定書 1 通
- (イ) 2 級検定

前記(ア)の a, b 及び c の書類

8 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

ア 雑踏警備業務 1 級	13,000円
イ 雑踏警備業務 2 級	13,000円
ウ 交通誘導警備業務 2 級	14,000円
エ 施設警備業務 2 級	16,000円

(2) 納付方法

検定申請書提出の際, 各検定の手数料に相当する額を茨城県収入証紙により納付すること。

なお, 納付を受けた検定手数料は返還しない。

9 受検に必要な物

- (1) 受検票 (検定申請書の提出後, 住所地に受検票が送付されるので, 検定当日必ず持参すること。)
- (2) 筆記用具
- (3) 警笛 (交通誘導警備業務 2 級の場合のみ)
- (4) 雨衣 (雨天時に使用)
- (5) 受検者の服装は, 動きやすい服装 (警備服等) とすること。

10 その他

- (1) 検定合格者には, 検定申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- (2) 不明な点については, 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係 (電話029-301-0110内線3036又は3037) に問い合わせること。

茨城県公安委員会告示第29号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) を次のとおり実施する。

平成31年 4 月 8 日

茨城県公安委員会委員長 今 高 博 子

1 講習種別

法第2条第1項第1号 (以下「新規1号」という。), 第2号 (以下「新規2号」という。) 及び第4号 (以下「新規4号」という。) に規定する警備業務

2 講習種別ごとの講習期間, 事前申込期間及び書類申請期間

講習種別	講習期間	事前申込期間	書類申請期間
新規1号	平成31年6月25日(火)～ 7月4日(木) (土日を除く8日間)	平成31年5月14日(火)～15日(水) (2日間)	平成31年5月27日(月)～31日(金) (5日間)
新規2号	平成31年7月9日(火)～ 17日(水) (土日月を除く6日間)	平成31年5月21日(火)～22日(水) (2日間)	平成31年6月10日(月)～14日(金) (5日間)
新規4号	平成31年8月19日(月)～ 26日(月) (土日を除く6日間)	平成31年7月10日(水)～11日(木) (2日間)	平成31年7月22日(月)～26日(金) (5日間)
新規1号	平成31年11月19日(火)～ 28日(木) (土日を除く8日間)	平成31年10月16日(水)～17日(木) (2日間)	平成31年10月21日(月)～25日(金) (5日間)

3 講習場所

茨城県水戸市水府町864番地の4

茨城県職業人材育成センター

4 受講定員

各講習とも30名

5 受講資格

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員で, 当該合格証明書の交付を受けた後, 継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した警備員で, 当該検定に合格した後, 継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

6 受講申込手続

(1) 事前申込方法

受講を希望する者は, 事前申込期間中の午前9時から午後5時までの間に, 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課 (講習受付専用電話029-301-0789) 宛て事前申込みを行い, 受付番号を取得すること。

なお, 受付は先着順とし, 定員になり次第受付を締め切る。代理人による申込み及び講習受付専用電話以外による申込みの受付は行わず, 1通話につき1人の申込みとする。

(2) 受講申込書の提出方法等

ア 受講申込方法

事前申込みにより受付番号を取得した者は、書類申請期間中の午前9時から午後5時までの間に、茨城県内の警察署生活安全課(係)にイに掲げる書類を提出すること。

※ 代理人、郵送等による提出は認めない。

イ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの)1通

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面

受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 5(1)に該当する者

警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 5(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

c 5(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 5(4)に該当する者

旧1級検定の合格証の写し

e 5(5)に該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

7 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規1号講習	47,000円
イ 新規2号講習	38,000円
ウ 新規4号講習	34,000円

(2) 納付方法

受講申込書提出の際、各講習の手数料を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付を受けた受講手数料は返還しない。

8 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

9 講習の委託

本講習は、一般社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

10 その他

(1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係(電話029-301-0110内線3036又は3037)に問い合わせること。

茨城県公安委員会告示第30号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) を次のとおり実施する。

平成31年4月8日

茨城県公安委員会委員長 今 高 博 子

1 講習種別

法第2条第1項第1号 (以下「追加1号」という。), 第2号 (以下「追加2号」という。) 及び第3号 (以下「追加3号」という。) に規定する警備業務

2 講習種別ごとの講習期間, 事前申込期間及び書類申請期間

講習種別	講習期間	事前申込期間	書類申請期間
追加1号	平成31年7月22日(月)～ 25日(木) (4日間)	平成31年6月4日(火)～5日(水) (2日間)	平成31年6月17日(月)～21日(金) (5日間)
追加2号	平成31年8月6日(火)～ 8日(木) (3日間)	平成31年7月2日(火)～3日(水) (2日間)	平成31年7月16日(火)～19日(金) (5日間)
追加3号	平成31年8月27日(火)～ 29日(木) (3日間)	平成31年7月31日(水)～ 8月1日(木) (2日間)	平成31年8月5日(月)～9日(金) (5日間)

3 講習場所

茨城県水戸市水府町864番地の4

茨城県職業人材育成センター

4 講習予定人員

各講習とも30名

5 受講資格

法第2条第1項各号の警備業務の区分に係る法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。) 第7条第1項の警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者で, 次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって, 当該合格証明書の交付を受けた後, 継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した警備員で, 当該検定に合格した後, 継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務

に従事しているもの

6 受講申込手続

(1) 事前申込方法

受講を希望する者は、事前申込期間中の午前9時から午後5時までの間に、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029-301-0789）宛て事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、受付は先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。代理人による申込み及び講習受付専用電話以外による申込みの受付は行わず、1通話につき1人の申込みとする。

(2) 受講申込書の提出方法等

ア 受講申込方法

事前申込みにより受付番号を取得した者は、書類申請期間中の午前9時から午後5時までの間に、茨城県内の警察署生活安全課（係）にイに掲げる書類を提出すること。

※ 代理人、郵送等による提出は認めない。

イ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの）1通

(イ) 法第2条第1項各号の警備業務の区分に係る法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項の警備員指導教育責任者講習修了証明書の写真

(ウ) 受講対象者に該当することを疎明する書面

受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 5(1)に該当する者

警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

c 5(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 5(4)に該当する者

旧1級検定の合格証の写し

e 5(5)に該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

7 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 追加1号講習 23,000円

イ 追加2号講習 14,000円

ウ 追加3号講習 14,000円

(2) 納付方法

受講申込書提出の際、各講習の手数料を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付を受けた受講手数料は返還しない。

8 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

9 講習の委託

本講習は、一般社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

10 その他

(1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係（電話029-301-0110内線3036又は3037）に問い合わせること。

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約による物品等又は特定役務の名称 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約による場合には、その理由

①自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る税務総合オンラインシステム等改修業務 ②総務部税務課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成31年4月1日 ④株式会社日立製作所茨城支店 茨城県水戸市三の丸一丁目4番73号 ⑤95,040,000円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

①税務総合オンラインシステム維持管理業務 ②総務部税務課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成31年4月1日 ④株式会社日立製作所茨城支店 茨城県水戸市三の丸一丁目4番73号 ⑤60,480,000円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- | | |
|----------|--------------|
| 1 測量計画機関 | 国土地理院 |
| 2 作業種類 | 基本測量（超長基線測量） |
| 3 作業期間 | 平成31年4月1日から |

平成32年3月31日まで

4 作業地域 石岡市

◎公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 測量計画機関 神栖市
 2 作業種類 公共測量 (空中写真撮影)
 3 作業終了日 平成31年3月11日
 4 作業地域 神栖市全域

1 測量計画機関 茨城県
 2 作業種類 公共測量 (水準測量)
 3 作業終了日 平成31年3月22日
 4 作業地域 古河市, 坂東市, 常総市, 守谷市, 取手市, 龍ヶ崎市, つくば市, 下妻市, 結城郡八千代町, つくばみらい市, 猿島郡五霞町, 猿島郡境町

1 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所
 2 作業種類 公共測量 (2級基準点測量・3級基準点測量)
 3 作業終了日 平成31年2月28日
 4 作業地域 利根川上流河川事務所管内
 猿島郡五霞町, 猿島郡境町, 坂東市, 常総市, 守谷市, 取手市

1 測量計画機関 関東農政局 茨城中部農地整備事業所
 2 作業種類 公共測量 (地区界測量図 [地区点網図 1/1000] の作成)
 2級基準点 3点設置
 3 作業終了日 平成31年3月8日
 4 作業地域 東茨城郡茨城町越安地内 他

1 測量計画機関 関東農政局 茨城中部農地整備事業所
 2 作業種類 公共測量 (地区界測量図 [地区点網図 1/1000] の作成)
 2級基準点 11点設置
 3 作業終了日 平成31年3月8日
 4 作業地域 東茨城郡茨城町上石崎地内

- 1 測量計画機関 関東農政局 茨城中部農地整備事業所
- 2 作業種類 公共測量（地区界測量図〔地区点網図 1／1000〕の作成）
2級基準点 4点設置
- 3 作業終了日 平成31年3月8日
- 4 作業地域 水戸市川又町地内 他

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画用途地域の変更に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画地区計画の変更に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
地区計画（内守谷地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画地区計画の変更に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（花島工業団地地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

**●都市計画の図書の縦覧**

水海道都市計画地区計画の変更に伴い、常総市から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画(坂手工業団地地区)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

**●都市計画の図書の縦覧**

水海道都市計画地区計画の変更に伴い、常総市から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画(内守谷工業団地北部地区)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

**●都市計画の図書の縦覧**

水海道都市計画生産緑地地区の変更に伴い常総市から都市計画法(昭和43年法律100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

**●都市計画事業の施行者の名称等**

石下都市計画道路事業については、平成31年3月29日付関東地方整備局告示第134号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画事業の種類及び名称

石下都市計画道路事業

3・5・4号 石下駅中沼線

2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番6

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成十三年関東地方整備局告示第三百五十一号，平成二十三年関東地方整備局告示第二百十号及び平成二十七年関東地方整備局告示第百十七号の事業地のうち常総市大字新石下字西川原，大字本石下字川端及び字渡船場並びに大字向石下字船戸地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成十三年関東地方整備局告示第三百五十一号，平成二十三年関東地方整備局告示第二百十号及び平成二十七年関東地方整備局告示第百十七号の事業地に常総市大字新石下字西川原，大字本石下字川端及び字渡船場並びに大字向石下字船戸地内を加える。

● 都市計画事業の施行者の名称等

石岡都市計画道路事業については，平成31年3月29日付関東地方整備局告示第141号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画事業の種類及び名称

石岡都市計画道路事業

3・4・6号 若松行里川線

2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番6

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

● 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年 4月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字荒川本郷字北古辺1921番 3, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14
- 2 事業主の住所及び氏名  
つくば市研究学園一丁目 2 番地15  
有限会社ネオポリス  
代表取締役 小津 信太郎

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年 4月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町中央六丁目530番 4, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番 13, 同番14, 同番15, 607番16, 同番245, 同番246, 同番247, 同番248, 同番249, 同番250, 同番251, 同番252, 同番253, 同番254, 同番255, 同番256, 同番257, 同番258, 同番259, 同番260, 同番261, 同番262, 同番263, 1329番, 1330番, 1331番, 1332番, 1333番, 1334番
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市石川 1 丁目3905番地 6
朝日商事開発株式会社
代表取締役 佐野 暁生

~~~~~

正 誤

平成31年 3月29日付け茨城県報号外第10号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                                                                                                                                                                     | 正                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7   | 上から23 | 別表第34 1 知事の項中「(38) 福祉相談センター長」を「(38) 削除」に、「(51) 困難な業務を処理する企画室長」を「(51) 削除」に、「(69) 困難な業務を処理する福祉相談センターの副センター長」を「(69) 福祉相談センター長」に、「(86) 企画室長 ((51) に掲げる者を除く。)」を「(86) 削除」に、 | 別表第34 1 知事の項中「(38) 福祉相談センター長」を「(38) 削除」に、「(51) 困難な業務を処理する企画室長」を「(51) 削除」に、<br>「<br>(60) 困難な業務を処理する原子力防災調整監 を<br>」<br>「<br>(60) 困難な業務を処理する原子力防災調整監<br>(60の2) 困難な業務を に、<br>処理する特定事業用地<br>対策監<br>」<br>「(69) 困難な業務を処理する福祉相談センターの副センター長」を「(69) 福祉相談センター長」に、「(86) 企画室長 ((51) に掲げる者を除く。)」を「(86) 削除」に、 |
| 7   | 上から29 | 「<br>(97) 首席検査監<br>(97の2) 特定事業用地対 に、<br>策監<br>」<br>「<br>(104) 霞ヶ浦環境科学セ を<br>ンターの副センター長<br>」                                                                           | 「<br>(97) 首席検査監<br>(97の2) 特定事業用地 に、<br>対策監 ((60の2) に掲<br>げる者を除く。)<br>」<br>「(100) 自治研修所の副所長」 を<br>「(100) 削除」に、<br>「<br>(104) 霞ヶ浦環境科学セ を<br>ンターの副センター長<br>」                                                                                                                                      |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)